

# 今こそ変えるぞ! 再審法

## 第10回 法制審議会の審議の問題点について

再審法改正実現本部 本部長代行 河井 匡秀 (49期)

1 鈴木馨祐法務大臣（当時）の諮問により、2025年4月21日以降、刑訴法第4編「再審」（以下、「再審法」という）の改正について、法制審議会刑事法（再審関係）部会（以下、「法制審部会」という）において、①再審請求審における検察官の証拠開示、②再審開始決定に対する検察官の不服申立の禁止、③再審請求審における裁判官の除斥・忌避、④再審請求の手續に係る規定の整備を含む14項目の論点について審議されている。

上記①～④については、「えん罪被害者のための再審法改正を早期に実現する議員連盟」が同年6月18日に衆議院に提出した「刑事訴訟法の一部を改正する法律案」と重複している。法案が既に国会に上程されているにもかかわらず、同じ内容について法制審で審議されるということは極めて異例のことと思われる。

そもそも、再審法の改正について、検察官・検察庁と密接な関係がある法務省が事務局を務める法制審議会が主導的な役割を担うことには強い懸念がある。現に法制審部会の第13回会議に先立ち、法務省事務局により、「意見の集約に向けたたたき台（案）」が作成され、法制審部会の委員・幹事への事前の提示や意見聴取を経ることもないまま、報道機関に配布され、記者に対する説明が行われるという事態が発生している。

2 法制審部会のこれまでの審議内容についても大きな問題がある。

1点目は、えん罪被害者からのヒアリングがあまりにも短すぎることである。法制審部会の第2回会議で、東住吉事件の青木恵子氏と弁護団、袴田事件の袴田ひで子氏と弁護団のヒアリングが行われたが、それぞれ本人から10分、弁護団から10分、質疑が10分、合計でわずか30分程度である。近年多数のえん罪事件が明らかになっており、えん罪被害者を早期に救済するために法改正が必要であるにもかかわらず、当事者であるえん罪被害者からのヒアリング

が余りに短すぎ、審議に十分反映されていない。

2点目は、日弁連以外の実務家、研究者の委員の発言が、あまりにも形式的な論理に終始していることである。いわく「三審制のもとで慎重な審理に基づいて判決が確定した」「再審は非常救済手続である」「再審手続は職権主義である」「再審手続と再審公判の審判対象は異なる」等の意見が出されている。しかし、現実に多数のえん罪事件が発生しているため、そのような形式的な論理では、えん罪被害者を早期に救済する法改正はできないと思われる。

3点目は、実務家の委員、とりわけ現職の裁判官や元裁判官から、再審法改正に消極的な意見が出されていることである。2025年2月に司法研修所で「再審をめぐる諸問題」という裁判官の共同研究が行われたが、その内容からも大きく後退する発言が相次いでいる。えん罪が発生した原因には、裁判官にも一定の責任があるのであり、率直に言って失望を禁じ得ない。

3 このような審議状況から、法制審部会では、再審における証拠開示の範囲を限定し、再審開始決定に対する検察官の不服申立の禁止にも踏み込まない意見が多数を占めるに至っている。

2025年12月、刑事法研究者4名による「再審法の改正に関する意見」、刑事法研究者135名による「再審法改正議論のあり方に関する刑事法研究者の声明」、さらには元裁判官63名による「再審法改正に関する元裁判官の共同声明」が相次いで公表された。いずれも、法制審部会の審議内容について、えん罪被害者の速やかな救済という再審法改正の目的に反すると厳しく批判するものである。

再審法改正は、何よりもえん罪被害者の速やかな救済に資するものでなければならない。①再審請求審における幅広い証拠開示、②再審開始決定に対する検察官の不服申立の禁止は、そのために必要不可欠なものである。この点について、すみやかに法改正を実現させるべきである。